

令和4年第3回農業委員会総会議事録

令和4年3月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年3月1日(火)

午後3時5分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第12号 農地法第3条許可について

議案第13号 農地法第4条許可について

議案第14号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第15号 農地法第5条許可について

議案第16号 非農地証明について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて

[報 告]

報告第13号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第14号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第15号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第16号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第17号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第18号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

2番 岡 武 義	4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太
6番 川 野 富 男	8番 川 崎 和 久	11番 長 友 紘 子
12番 川 越 正 彦	13番 岡 原 明 美	15番 小 倉 俊 博
16番 佐 藤 裕次郎	19番 川 越 達 也	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

1番 日 高 隆 志	3番 金 丸 忠 弘	7番 川 越 定 光
9番 松 田 実	10番 川 越 忠 次	14番 持 原 義 信
17番 片 上 英 行	18番 高 間 秀 一	20番 前 田 峰 子
21番 中 村 和 寛	24番 松 田 真 郎	

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主任主事	新 川 竜 太 郎		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 岡原 明美 

委員 小倉 俊博 

午後 3 時 5 分開会

○議長（川越） これより令和 4 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は松田会長が欠席のため、会長代理の私（川越）が議長を務めさせていただきます。

本日は、1 番日高隆志委員、3 番金丸忠弘委員、7 番川越定光委員、9 番松田実委員、10 番川越忠次委員、14 番持原義信委員、17 番片上英行委員、18 番高間秀一委員、20 番前田峰子委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13 番岡原明美委員、15 番小倉俊博委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案審議につきましては、現在宮崎市が「まん延防止等重点措置」対象区域に指定されておりますので、新型コロナウイルス感染症の十分な感染対策を図るため、室内の換気とともに総会についても短時間で終了させていただきたいと考えております。

そこで、通常の 1 ページごとの審議ではなく、ページをまとめて一括審議をお願いする案件もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 12 号「農地法第 3 条許可について」は 32 件でございます。

議案第 13 号「農地法第 4 条許可について」は 7 件でございます。

議案第 14 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 2 件でございます。

議案第 15 号「農地法第 5 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 16 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」は 84 件でございます。

議案第 18 号「農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて」は 50 件でございます。

以上、審議件数は 194 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、16 万 6,997 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、12 万 7,153 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いたします。

○議長（川越） 議案第 12 号農地法第 3 条許可について、1 ページの 41 番を議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 45、6 ページの番号 61、63、7 ページの番号 67、8 ページの番号 69 が該当しますが、基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、案件について御説明いたします。

まず、お手元の「農地法第 3 条許可資料」を御覧ください。

2 ページの航空写真は、申請地や受人の所有地の場所を図示しております。

3 ページ以降の写真は、航空写真に図示した場所の現在の耕作状況を載せております。

それでは、2 ページの航空写真を御覧ください。申請地は、高岡町五町にありますさくら学園の北西に隣接する農地で、農振農用地区域に該当します。

次に、3 ページの申請地の写真を御覧ください。申請地は木造の牛舎等が複数建っており、耕作できる見込みがないことを確認しております。また、牛舎等は農振農用地区域の用途変更や農地転用の許可も確認できないことから、違反地の取扱いとなつ

ております。

最後に、4ページ以降の航空写真を御覧ください。申請地周辺に点在する受人の所有地の現在の耕作状況です。耕作されているのは①のみとなっており、それ以外の②から⑦については未耕作となっております。

以上のことから、申請地及び受人の所有地は3条の許可基準の一つであります「全部効率利用要件」を満たしていないことから、事務局としては、本案件は不許可と判断しております。

なお、2月21日に地元農業委員の外菌委員、中村委員が、24日に川越会長代理が現地調査を行い、現在の耕作状況を確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外菌委員） 今、事務局から説明がありましたように、21日、地元の中村委員と現地調査をさせていただきました。結論から申し上げますと、事務局の判断は妥当であると思います。この3条許可資料に1回目申請、2回目申請と書いてありますが、受人は、農業をやりたいということで、1回目で5反要件をクリアされて、2回目で、元々自分の家の所有であった農地を買戻しされたというような状況です。今回耕作をされていないところは、買戻しされたところが入っていたようですが、なぜ急いで申請地を購入されるのかというのが理解できないところがあります。行く行くは所有地全部を耕作されるとは思っておりますが、耕作がされていないのは何分農業経験が少ないということで、労力が基本的に足りないのではないかと考えております。

今回は事務局が言われるような判断にならざるを得ないということで中村委員と意見が一致したのですが、地域にとっては非常に大事な担い手になる可能性のある方で、我々とともに一緒にやっついていかないといけないという思いはあります。事務局は、どのような対応を申請人に取られたのかを心配しています。まず、どのような説明をされて、どのような対応をされ、そのような結果になったのかということを説明いただくと助かります。取下げすることも可能であったと考えておりますが、事務局の判断は妥当だと思っております。以上です。

○事務局（川越） 申請前に事務局に事前相談に来ております。その際に、議案の説

明のとおり、3条担当者から耕作されていない農地がありますので、そこを耕作してから申請について相談をお願いしますと話をさせていただいております。こちらについては、通常の相談と同様に回答をしているところでございます。その後に、事務局で回答の内容について確認のため協議させていただいております。結果としては、同じ回答でしたので、再度受人に、耕作がされていない農地がありますので、そこを耕作してから申請について相談をお願いしますということで、3条担当者から電話で回答させていただきました。その後の2月17日の木曜日に受人が事務局に来まして、また同じ回答を事務局から説明しましたが、御理解していただけずに、結果として申請書を置いて帰られました。以上です。

○22番（外菌委員） 大体分かりました。この航空写真の2回目申請、3回目申請と書いてありますが、そういうことで、許可日が1月5日ということは今年の1月5日ということになりますから、その間隔が非常に近いなという思いはあるのですが、それこそ先ほども言いましたように、耕作する道具等も持っているのかどうか、そこ辺りもあるので、複雑な思いではありますが、そのような判断を事務局がされたということは、我々、私と中村委員では共有しましたので、これは許可できない案件だなとは思っております。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○23番（蛭原委員） 今日ほかのところで質問しようと思っていたのですがお聞きします。新規就農者は、単純に5反以上の面積を取得して、そこで農業をするということであるならば農地取得できる。それ以外の条件として、例えばその5反でどれだけの収入を上げることができるかとか、そういうものは必要ないのかなとは思っていたのですが、今回たまたま1回目で5反以上の面積を取得して農業をしますよということでもまず許可をもらっているわけで、農業を始めた。だから、もう農業者にはなっている方なんですね。だから、次に取得するときには、最初に許可したものをちゃんと管理しておかないと駄目ですよという条件がついているということですよ。今回5反以上で農家になった人が、約束だろうけれども、それは見ずに農地を新たに買いたいという申請があったがために、単純に言えば農家だから買えるんですよということだけれども、前に許可した場所を、農地として適正に管理していないじゃないかと

ということで、駄目ですよと言ったということですよ。事務局は、ここを適正に管理してから申請してくださいということで対応していると理解したのですが、そうであるなら、まずは事務局が言われるように、新たに農家になった人は、最初になったときの約束どおり、取得した土地をちゃんと畑、田んぼにしておいてください、それができていないなら駄目ですよという部分についてなら、私もこれは反対したいと思います。

ただ、外菌委員が将来この方は地域の担い手になるだろうというふうに認識はしていると言われるところに引っかかりがあるんですよ。やっぱり農地を守っていく人が必要だろうと思うんですね。ただ、今言うように、やるべきことをちゃんとやっていない人をむやみに許可していいかどうかというところが、今回、私はそちらに重きを置きたいので、やはりこれは反対すると思います。それが結論です。

一つだけ、先ほどの5反を最初に取得すれば、そこにはどんな条件もほかにはないのかなというところは勉強不足なので、そこだけ教えていただきたい。例えば、その5反で幾らかの収入以上上げないと農家としては認められませんよというのがあるのかないのかを知りたいです。お願いします。

○事務局（川越） 新規就農者に関しては、農業経営計画書を提出していただいております。収入に関する基準はありませんが、それを見て、農業経営ができる状況を、判断する材料にさせていただいているところです。

今お話がありましたように、1回目に5反取得され、そのときに取得されたところは農地に戻っていました。2回目は、1回目と同様に農地に戻せるだろうというところがありましたので、2回目を許可したところです。3回目は2回目と同じ様に許可しました。今回の申請が4回目になるのですが、今度は2回目、3回目に取得されたところが農地に戻っていない、耕作されていない状況が見受けられましたので、まずはそこを耕作していただいてから新たな農地を取得していただくようお願いしますと伝えております。

ですから、3条許可資料にも載っておりますが、1ページの一番上、(1)、「農地の購入者・借り手が、耕作すべき農地について違反転用等がなく、すべてを効率的に利用して耕作すると認められること。全部効率利用要件」、今のところ、こちらの

要件を満たしていないというところで、事務局としては不許可と判断しております。そのほか（２）（３）（４）とありますが、このような要件を確認しながら申請書を受理して、議案として提出させていただいているところであります。以上です。

○15番（小倉委員） 基本的に地元の農業委員が一番いろんな事情に詳しいので、地元の農業委員さんの意見に賛同しますが、今説明があったことと重複するかもしれませんが、私もこういう案件を昔扱ったことがあって、違反転用地、3条なりで売買するときには、少なくともトラクターが入れる状態にしてからでないと売買はできないという指導を受けて、50万円しかしない田んぼに100万かけて今度買う人がきちんと整地なり何なりしてから売買の申請をさせたことがあります。そういうのを考えても、今回は売買できないのではないかと思います。

○事務局（川越） 今回申請するところは牛舎等が建っております。建物が建っているということになりますと、容易に撤去ができるものではない。また費用もかなりかかる。5万、10万の話ではなくなってくるかと思っております。そうなった場合に、費用負担はどちらになるか分からないですが、撤去に対して、莫大な費用負担をしてまで農地に戻すのかとなってくると、なかなか厳しい部分があるのではないかと思います。それであれば、遊休化している優良農地はたくさんあると思いますので、その撤去費用をそういったところの取得に使ったほうがより現実的に耕作できるし営農できるのではないかなと思っております。

今回の申請地は、複数牛舎とか建っていて、それ以外にもいろんな資材等がたくさん残っております。受人は自分で撤去するという話はされておりましたが、費用負担面を考えると、現実的ではないと思っております。事務局としては、申請地や受人が現在所有している農地が耕作して使える状態に戻さない限りは申請は受理できないと思っております。まずは受人が現在所有している農地が耕作できるような状態になってから、次に今回申請するときには、牛舎等の撤去をしてからという形になるのではないかなと思っております。以上です。

○15番（小倉委員） もう一辺確認したいんですけども、売買の対象となる農地は、そういう耕作できるような形でないと売買はできないという理解で正しいですか。

○事務局（川越） 建物が建っているという状況であれば、農地として、そもそも3

条というのは農地の取得ですので、農地の取得と考えると、ここは農地ではない状態ですから、この状態では取得はできない、申請もできない、申請しても受理できないという形になります。

○15番（小倉委員） 分かりました。それから考えてみると、この案件は、受け付ける時点でその対象外の農地であるということですね。納得しました。

○事務局（川越） いま一度整理させていただきますと、結局何に問題があるかというところ、受人が今持っている農地のほとんどが耕作されていないという問題が1つと、もう1つが、今回申請しようとする場所が農地になっていない、3条で取得可能な農地ではないという問題、この2つの問題があるため、事務局としては不許可の判断をさせていただきます。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○22番（外菌委員） 結局小倉委員が今言われたように、法律で決まっているわけですから、全部効率利用要件、これを満たしていないという段階で、本当はその説明を事務局でしっかりしていただければ、そうですかということで諦めて帰られるところだったのでしょうけど、地元の間人としては、今後、先ほど担い手の話もあったのですが、担い手になっていただくべく、まだ60代の方だから、今度行かないといけななという思いもありますし、恐らくこのことで、今後、私もいろいろ話をしていかないといけないと思うのですが、基本的には、先ほど説明があったように、耕作できるような形にしてくださいという指導をしながら、次回また出てくると思います。どこかでまた売買をやりたいということが出てくると思いますから、それまでにはいろいろ私も中村委員とともに説明をしたいと思います。でも、今回はこういうことで不許可の判断をされたのだと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（高吉） 今回は委員の皆さんに重い決断というか、そういうことをしていただくということで、大変申し訳ございませんでした。事務局としてこの申請書を受けて議案に提出する過程等についていろいろ疑問もあったと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

また、外菌委員のほうから、この申請人が将来的には地域の担い手となることも期待されるという言葉がございました。国のほうでは、今後、農地を守るために多様な

担い手を確保する必要があると、多様な担い手には兼業農家も入ってくるし、認定農業者だけではございません。全ての農業者の力を借りないと、こういう農業委員会が掲げている農地の集積、また遊休農地の解消という業務はできないところでございます。委員さんも地元に戻られたら、このような多様な担い手の候補等もいらっしゃると思いますが、えてしてそういう方は農業に新規に参入するということで、従前からの農地法等に理解が進んでいない方もいらっしゃるかと思います。委員活動の中で、そういうことについても普及といいますか、経験の浅い農業者に対して農地法の理解等を進めていただければと、そういうふうに考えております。今後ともよろしく願いしたいと思います。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件につきましては、先ほどの事務局の説明では、許可基準を満たしていないため、不許可と判断されるとのことでございました。よって、不許可として賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、不許可とすることに決しました。

事務局より補足説明があればお願いします。

○事務局（吉藺） 本案件は、採決の結果、「不許可」となりましたので、総会后直ちに事務処理を経て、申請人に不許可の指令書の交付を行います。

それでは、不許可の指令書（案）を皆様にお配りしたいと思います。

不許可指令書（案）を御覧ください。

譲渡人と譲受人で2部お配りしております。左上には、それぞれ譲渡人と譲受人の住所、氏名を議案書と同じ内容で記載しております。

次に、不許可の文言は、指令書本文に「～下記理由により許可しません。」と記載しております。

次に、指令書の日付は、本日3月1日と記載しております。

次に、1 当事者の氏名等及び2 申請に係る土地の表示は、議案書と同じ内容で記

載しております。

次に、3 不許可の理由は、「農地法第3条第2項第1号に該当する。」、また括弧書きは該当する理由を記載しております。

最後に、裏面を御覧ください。

4 教示は、この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求及び処分取消しの訴えが提起できる旨を記載しております。

以上、これらの内容は、通知「農地法関係事務処理要領の制定について」に則り作成しております。

説明は以上でございます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（小倉委員） 3の不許可の理由、これの借受側の资格的なことを言っておりますが、実際に取得しようとしている、さっきから言っている農地の状態、これが法律的に農地として売買できないということも付け加えておかないと、これは買ってからまだ間がない、後で時間をかけてもうしばらくその辺は何とかするつもりだというのが出たら、これだけの理由では弱いのではないかと思うんです。今回の土地自体がまだそういう適正な条件の農地ではないということをはっきり言ったほうが後で強いのではないかと思いますけれども、どうですか。

○事務局（川越） 括弧書きに「申請に係る土地及び農地の権利を取得しようとする者が所有権等を有している農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められないため」ということで、申請に係る土地についても効率的に利用して耕作していないということで理由を書いておりますので、これで対応できるかと思っておりますが、委員の意見も参考にさせていただきます。以上です。

○15番（小倉委員） 事務局がそういう判断をしておられるのだったら、それを尊重します。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、議事を進めます。

次に、1ページの42番から45番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号 42、5 ページの番号 59 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、10 年ほど妻の実家の水稲栽培を手伝っていた経験があり、今回農業の経験を基に、知人から営農指導を受けながら自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が 0 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で 5,351 平方メートルとなり、3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

また、同様に今回の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件については、新規を除き、1 つ目は 4 ページの番号 54、55、5 ページの番号 56、57、58 が関連の申請、2 つ目は 8 ページの番号 69 でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 実はここで本当は聞きたかったのですが、新規就農者が 5 反の農地で水稲作をしますよと。稲を作って農業者としてやっていく。先ほどの経営計画、その額というのがあるのかないのか。例えば 5 反の水稲で農業者としてやっていく。それ以外のことも含めてというならできる。5 反の農地で、田んぼで米を作って、例えば認定農業者だったら所得 300 万以上上げなければ認定農家として認めないとか、いろいろありますよね。米を作って最低でも 100 万以上は所得として残るようにしてくださいねとか、そういう金額はないのでしょうかというところが質問の中にはあったんです。そういう金額的なものはないのですか。経営計画の中にその人が農家としてやっていくという意気込みがあれば、面積があればいいんですよという部分だけなのではないでしょうか。そこだけをお願いします。

○事務局（川越） 農業収入に対する基準、要するに幾ら以上の収入が必要という要件はございません。ただ、農業を兼業や専業でやっていく中で、結局これぐらいの収入がないと生活できないという金額があると思うのですが、皆さんそういった金額を農業経営計画書に上げてきたりするものですから、そういったところはその金額で判断させていただいています。ただ極端に、単収や収入が専業農家では低いようであれ

ば、内容が間違っていないのかとか、もしそれが本当であれば、どのように生計を立てることができるのかとか、そういったところを確認させていただいているところでもあります。それでもあまりにも収入が低いとか、疑義が生じた場合には、最終的に事務局で協議させていただいて、御本人にいま一度精査していただくなり、また経営の見直しをしていただくような形のアドバイスをさせていただくことになろうかと思っております。ただ収入については、許可基準の要件にはないので、収入の多少を問わないなかなか難しいところではあります。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。地域の中には、例えば建設業、建築業の人が、やっぱり農地に魅力を感じて、私も田んぼを作りたいとなった場合、なかなかハードルが高いのかなと思っていたのですが、今のような本人の意気込み、5反以上あって、自分の労力あるいは従業員の労力を使ってでもやりたいという人には応援できるということですよ。ありがとうございます。分かりました。

○事務局（西領） 今の蛭原委員のお話ですが、農業従事日数が150日以上という要件もあるので、単純に誰でもできるというものではないことを御理解いただきたいと思えます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから4ページの52番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号46、47を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、実家の大分県で15年間水稲栽培を行っていた経験があり、今回兼業の仕事で長嶺地区の方と交流ができ、就農を勧められたため、自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営

面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で5,974平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから6ページの59番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページから8ページの68番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号63を御覧ください。

受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、西都市で2万5,998平方メートル耕作しており、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、西都市農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

また、同様に他市町村と併せて総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、7ページの番号68がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、8ページから9ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第13号農地法第4条許可について、10ページから11ページまでを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号9を御覧ください。

申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市立憶北小学校から北に約200メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号10です。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 14 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、12 ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 2 を御覧ください。

本案件は、一時転用の期間を 3 カ月延長するための申請となります。

最後に、番号 3 を御覧ください。

本案件は、転用実行者を承継人に変更するための申請となります。また、転用申請は、14 ページの議案第 15 号番号 33 で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 15 号農地法第 5 条許可について、13 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号 30 を御覧ください。

申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から南に約 600 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、14 ページの番号 33 です。

次に、番号 31 を御覧ください。

申請地は、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」及び「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページから 15 ページまでを議題とします。

○事務局(領家) 番号 32 を御覧ください。

申請地は、宮崎市大字島之内にあります日向住吉駅から北に約 800 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、現在、除外するよう申請しており、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページから 17 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページから 19 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 16 号非農地証明について、20 ページを議題とします。

○事務局（川越） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について説明いたします。

申請番号 2、3 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、2 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 17 号農用地利用集積計画の決定について、21 ページから 60 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員、外菌香委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員、22 番外菌香委員退室）

○事務局（新川） 議案第 17 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、21 ページの番号 31 番から 26 ページの 40 番までの 10 件でございます。

利用権設定につきましては、27 ページの番号 160 番から 60 ページの番号 219 番までの 60 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 32 件、賃借権の再設定が 2 件、新規設定が 24 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員、外菌香委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員、22 番外菌香委員入室）

○議長（川越） 次に、61 ページから 68 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、61 ページの番号 220 番から 68 ページの番号 233 番までの 14 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 18 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて、69 ページから 72 ページを議題とします。

○事務局（迫田） 議案第 18 号について説明いたします。

宮崎市農業委員会では、平成 25 年度から「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B 分類）」について、国の指導に従い非農地判断に取り組んでいるところですが、令和 2 年度に、過去に非農地判断を実施した農地の中に国営大淀川左岸・右岸事業の受益地が含まれていることが判明したため、再度現地調査を行い、議案として上程したものです。

この調査に該当する地区は、高岡地区、北地区、木花地区、清武地区、田野地区の 5 地区ですが、高岡地区と北地区については、令和 3 年第 12 回総会において承認をいただき、今回令和 4 年第 3 回総会において、木花地区、清武地区及び田野地区の 3 地区について上程いたしました。

それでは、議案書の 69 ページから 72 ページを御覧ください。

69 ページは今回挙げている調査結果の集計表を載せており、70 ページから 72 ページにかけての一覧表には、木花地区が鏡洲の 2 筆、清武地区が船引、今泉甲、今泉乙の 19 筆、田野地区が甲、乙合わせて 29 筆の合計 50 筆、面積にして 4 万 593 平方メートルを掲載しております。

これらの土地につきましては、以前に非農地判断を行うということで農業委員会総会の承認を得て、一覧表の右から 2 番目に記載しております非農地通知書発行年月日にて、非農地と判断したことの通知をしているものです。

しかしながら、令和 2 年度に、これらの土地が国営大淀川右岸事業の受益地である

ことが判明したため、関係各課と協議を重ねた上で、農業委員及び農地利用最適化推進委員、清武総合支所及び田野総合支所の農林建設課、農村整備課及び農業委員会事務局職員による現地調査を、田野地区は1月12日、木花、清武地区は1月13日に実施して慎重に判断した結果、当該地は非農地判断を行うべき農地ではないとの判断に至りましたので、さきの当該地に対する非農地判断は、これを錯誤とみなし、非農地判断を行う以前の、農地と判断する状態に戻すこととするもので、該当箇所については、一覧表の一番右側に記載しております判断結果に農地（錯誤）と記載しております。

ただし、この一覧の中で、その所有者等により農地以外の地目への変更登記が完了しているものについては、先ほど申し上げました錯誤の手続が困難であるため、これは行わないこととして、その判断結果も空欄としております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 前々回でしたか、高岡が、この案件が出たときにやっぱり言われましたね。私も清武が調査になって、どういうことでこういう見直しが行われるのかということを説明を受けると確かに納得がきました。国営事業の地域内だから、これを農地から外すと困ると理解できましたので、今回これを反対するものではないんです。

ただ、調査の仕方について、疑問があったものですから言わせていただきたいのですが、私が農業委員になって4回現地調査をしております。現地調査をするときには、調査員の方が恐らく現地を見て回って結果が出たものの一覧表を持って、ここはこうなっていますよ、ああなっていますよ、農地では利用できませんということで見させてもらって、そうですねということに納得して、非農地の判断をして、議案に上げて判断結果が出る。恐らくこの清武の案件は、私どもが農業委員になる前に現地調査をして落としてしまったものだという事は分かるんです。調査のときに、4回行った調査で、調査員と農業委員とだけ行ったのは1回か2回ぐらいだった。大概本課といえますか、農村整備課とか農業振興課の職員も一緒についてこられるわけです。一緒に来ていると思うんです。私の記憶ではそうなっている。同行しているんです。調査

員の人は農業委員会の職員ですよ。こちらの本課の農村整備課、農業振興課の職員ではないですよ。農業委員会で雇われている方あるいは職員の方が、それぞれの受持ちの区域の農地の状況を見て、農地ではないので上げましたと、そして農業委員に見てくださいと言われるわけです。この調査員の、私たちを縦とすれば、縦のつながりは同じ仲間内ですから分かるんですけど、横のつながりが無いのかなと思って、農村整備課も農業振興課も行くわけです。その時点で、調査員の方がこういうふうに見つけてきたところが、字図を見れば分かるわけです。圃場がちゃんとなっているところが、ここが非農地というのは、それは所有者の怠慢かもしれないし、労力はないし、高齢化、いろいろ条件があるかもしれないけれども、調査員の方は、少なくともここは圃場整備されたところがこんな状況になっているのではないかということ分かるだろうと思うんです。横の連絡があれば、その時点で、関係する課に農地としては落としたり困るというのを事前に情報をやっておけば、農業委員会総会に諮ることはまずないのではないかと。一緒に一回見ただけでは現況しか見ませんから分からない。それはただ農地が非農地であるかということだけではなく、例えば道路がもう行けませんよと平気で調査員の方は言われますけど、ちゃんと舗装を10年、20年前にして圃場整備しているんです。あるいは水路も壊れているんですよと言われるけれども、実際は自分たちが回っているときには、そういう状況を分かっているわけですから、もっと横のつながりを持って、見て、教えてあげれば、もっと違った対策ができるのではないかと思うんです。いきなりぽつと見て、そうですねと答えられて、あれ、困りましたと言って、見直しをもう一遍してくださいと言われるのではちょっと、そう思うので、反対するものではなく、そういう横のつながりをもっと持っていただけませんかということをお願いしたい。今後また、今年もこれを見た、また次もあるのかなと思ったら、そう思いました。それだけです。以上です。

○事務局（西領） 今、蛭原委員が言われたとおり、非農地判断は、25年度から実施しているのですが、農業委員と事務局でしか現地調査を行っていない状況です。最近、6月に、関係機関と一緒にっております。ただ、今回は見直しをするので、関係課である農村整備課等と一緒に調査しました。25年度から現地調査を行うときは、関係部署にここを非農地判断していいかという、書類をメールで送って確認はしてい

たところですが、ただ、その中でチェック漏れ等があつて、このようなことになってしまいました。昨年、非農地判断を実施したときは、そういったことがないように慎重に確認しましたので、今後もそのように対応したいと思っております。

今回一回落とした分をまた受益地に戻すというのは、非常に皆さん方に迷惑をかけているなというのは我々も思っております。今後このようなことがないように農業委員会としても対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。今言われたように、横のつながりはもう少し明確にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 今回農地に戻された土地の面積とかを確認していると、かなり小さい農地もあるのですが、ここにもパイプラインが入っていると、何か農地に戻さなきゃいけない理由があつたのでしょうか。

○事務局（西領） 今回見直した分は、もともと事業を実施したところで、農村整備課によると、1反に1個パイプラインをつけるだけでなく、2反の中で1個つけたり、こういう面積をトータルでつけるというのもあるということです。農村整備課が把握している部分が受益地であるということなので、今回は戻させていただいたところがあります。説明は以上でございます。

○5番（鬼塚委員） ということは、何枚かを合筆で整備されているわけではないということですか。農地としては小さい農地だけど、そこに3枚分のパイプラインが1個あるとか、そういう状態ということですか。

○事務局（西領） 圃場整備の場合はそのようなことがあると考えられますが、パイプラインだけ工事している可能性もあるので、パイプラインの工事を行ったときに圃場整備はせずに用水を供給するため、隣の田の給水栓から、受益地として田越しで水を利用していることも想定されます。また、農道整備をした場合、農道の受益地として管理しているということも考えられると、農村整備課から説明を受けたところでございます。以上です。

○5番（鬼塚委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 賛成多数、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第13号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第14号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数14件でございます。

報告第15号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数7件でございます。

報告第16号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数16件でございます。

報告第17号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第18号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数22件でございます。

なお、報告第13号、第14号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第15号、第16号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(川越) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(川越) 御異議なしと認めます。よって、令和4年第3回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時20分閉会